

第 6141 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月18日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 民法(相続関係)の改正に伴う改正

**Q** :平成31年の税制改正では、民法(相続関係)の改正に伴う改正が行われるとか。どのようになるのですか？

**A** :次のようになります。

### 【解説】

平成31年の税制改正では、民法(相続関係)の改正に伴い、配偶者居住権等の評価額が次のようになります。

#### ①配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)/残存耐用年数×残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

#### ②配偶者居住権が設定された建物(居住建物)の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

#### ③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

#### ④居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1)建物の時価及び土地等の時価は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2)残存耐用年数とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】